

生徒心得（校則）

静岡県立伊豆伊東高等学校
令和5年4月1日より施行

本校生徒は学校の定める教育方針に従って常に学問の研鑽と教養、心身の高揚を図り、互いに尊重し協力して安心安全な学校生活を営まなければならない。ここに生徒が日常心得ていなければならない大綱を定める。

第1章 服装

生徒は常に清潔質素を旨とし、品位ある身なりをしなければならない。

- 1、制服は本校指定のものを着用すること。（制服の仕様を別に定める。）
- 2、指定の制服であれば、下記規定を除き自由に組み合わせ着用してもよい。
 - ・登下校時は、ブレザー・ネクタイを着用すること。（夏季を除く）
 - ・入学式、卒業式等の式典はブレザー・ネクタイを着用すること。（夏季を除く）
 - ・ブレザー着用時はネクタイを着用すること。
 - ・女子のワイシャツ着用時は、ベストを着用すること。（ブレザー着用時を除く）
- 3、防寒用コートなど指定の制服以外を着用する時には事前に異装許可を取ること。
- 4、制服の加工・変形を禁止する。着崩しをせずに着用すること。
- 5、パーマ・脱色・染色など頭髪の加工を禁止する。
- 6、奇抜な髪型や極端な長髪を禁止する。理由がある場合は申請をすること。
- 7、アクセサリー類・化粧・マニキュア・カラーコンタクト・入れ墨等の装飾を禁止する。
- 8、靴は華美でない運動靴または革靴を原則とし、厚底ブーツ等の特殊な形状のものは避ける。
- 9、登下校用のカバンは華美でないものとし、教科書類が入る形状のものとする。

制服は本校の所属を表すユニフォームです。着崩すことで本校のイメージを損ね、地域の信頼を失い生徒自身に不利益が生じます。また、高校生が化粧や過度に加工した髪型をすることも同様です。流行や自身の好みではなく、世間一般の常識的な価値観に合わせて身だしなみを整えましょう。

第2章 校内生活

学校は学問の研修の場である。生徒は個人としても集団としても責任ある行動を取らなければならない。

- 1、欠席・遅刻・早退をする時には必ず担任に申し出をすること。
- 2、生徒は始業チャイムまでに教室に入り座席に着席すること
- 3、登校後は原則として放課後まで校外に出てはならない。
- 4、正当な理由なく授業を欠課してはならない。
- 5、授業妨害や、教職員に対する暴言・暴力をしてはならない。
- 6、考查での不正行為（スマートフォンの持ち込みを含む）を禁止する。
- 7、物品の紛失拾得については直ちに生徒課に届け出をすること。

- 8、公共物を破損させた場合には、必ず担任に申し出をすること。理由によっては弁償の責を負う。
- 9、学習活動に不要な物品や金品を所持しないこと。
- 10、スマートフォン等の使用については、別に定める規定を守ること。
- 11、校内に掲示を希望する場合は、生徒課に申し出て、許可印を得たうえで掲示すること。
- 12、火気・暖房器具の取扱いについては十分に注意し、教員の立ち合いなく使用してはならない。
- 13、学校の敷地内での選挙運動や政治的活動は原則として禁止する。

第3章 校外生活

本校生徒としての資格は校外においても同一であることを自覚し、責任ある行動をとらなければならぬ。

- 1、登下校時には交通規則を守り、本校生徒として見苦しい言動をしないように心がける。
- 2、公共交通機関を利用する場合は、他の乗客に迷惑をかけないように公衆道徳を守ること。
- 3、鉄道・バスなどの不正乗車を禁止する。
- 4、自動二輪・原付自転車の免許取得は禁止する。
- 5、自動車免許については別途定めた規定により条件を満たした生徒について認める。
- 6、パチンコ店等の遊技場への立入りを禁止する。
- 7、保護者の許可のない外泊や午後9時以降の外出を禁止する。
- 8、アルバイトについての規定は別に定める。
- 9、選挙運動および政治的活動を行う場合は、18歳の誕生日以降とする。

校内校外に関わらず次の行為（同席を含む）を禁止する。

- 1、飲酒・喫煙・違法薬物の所持や使用
- 2、窃盗・万引き・盜電
- 3、凶器など危険物の所持
- 4、わいせつ行為や盗撮
- 5、脅迫、金品の強要や搾取
- 6、暴力、いじめ行為
- 7、SNS等を使用して個人への誹謗中傷や学校への信用失墜行為
- 8、その他の触法行為や虞犯行為

学校という集団生活の中では、自分がやりたくなくてもやらなければいけないこと、やりたくても我慢しなければならないことがあります。互いに気持ちよく学習や部活動などの課外活動に取り組めるようルールを守って学校生活を送りましょう。

第4章 校則等の見直しについて

校則等の見直しについては、年に一回「校則検討委員会」を開催し、見直しをする。検討委員は次の通りとする。また必要に応じてスクールロイヤー等の外部専門家に意見を伺うことができる。

- 1、生徒課長
- 2、生徒会担当教諭
- 3、生徒会長及び副会長
- 4、PTA生活委員長

